



霞ヶ浦用水

No.74

令和3年3月発行
 霞ヶ浦農業用水推進協議会
 霞ヶ浦用水土地改良区
 茨城県下妻市北大宝219番地8
 TEL: 0296(43)0885
 FAX: 0296(44)6680
 URL: <http://www.kasumi-lid.or.jp>

題字 会長 菊池 博



河川敷沿いの広大なレンゲ畑を会場とするお祭りです。
 見渡す限り広がるレンゲの花とクリムゾンクローバーの絶景は、
 ここでしか見られません。新型コロナウイルス感染症拡大防止の
 ため開催未定（例年5月上旬開催）
 見ごろ 4月下旬から5月下旬(坂東市矢作方面 田園地帯)



坂東レンゲまつり (坂東市)

筑波嶺を越えて
大地を潤す

もくじ

- 霞ヶ浦農業用水推進協議会
 ● 協議会長・理事長あいさつ
 ● 第58回通常総会開催
 ● 水土里連絡会における営農活動
 2
- 土地改良区だより
 ● 新役員名簿
 ● 平成31年度（令和元年度）
 一般会計収入支出決算
 ● 第42回通常総代会開催
 3
- 主な管理事業について
 ● 土地改良区からのお願ひ
 4
- 水資源機構管理所だより
 （独立行政法人
 水資源機構霞ヶ浦用水管理所）
 5
- 県からのお知らせ
 （茨城県県西農林事務所
 土地改良部門 霞ヶ浦用水推進課）
 6
- 利根調だより
 （関東農政局 利根川水系
 土地改良調査管理事務所）
 6
- 優良農家をたずねて
 （茨城県県央農林事務所
 笠間地域農業改良普及センター）
 6
- 職員退職
 6
- 緊急連絡先
 6

霞ヶ浦農業用水推進協議会

協議会長・理事長あいさつ



菊池 博

春暖の候、会員の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、常日頃から霞ヶ浦用水事業の推進、並びに当土地改良区の運営等につきまして、格別のご指導・ご支援を賜っており、心から厚くお礼申し上げます。

本年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当協議会及び土地改良区で予定しておりました行事や会議につきましては、中止または書面によるものに変更して対応いたしました。一日も早い終息を願っておりますが、それまでの間は新型コロナウイルス感染症対策を取りながらの対応となりますので、会員の皆様にはご理解とご協力をお願いいたします。

昨年8月と9月に坂東市内において幹線水路の漏水事故が2件発生いたしました。漏水に伴い通水を停止したことで、用水を利用されていた方には大変ご迷惑をおかけいたしました。

近年、このような漏水事故が増えるとともに施設の老朽化も進んでおり、各種補助事業により対応しているところですが、土地改良区負担も

大きく、維持管理積立金を充てて対応している状況です。今後は維持管理費を抑えるため、施設の調査診断結果に基づく抜本的な対策工事を実施していく事が必要になりますので、土地改良区負担の少ない国営の更新事業等の導入を検討したいと考えています。併せて、収入を増やすため、新規通水地区の拡大や適切な維持管理費賦課金についても検討していく必要があると考えております。

次に新規通水でございますが、水田については、現在、笠間市、つくば市内において県営で実施している事業に併せて送水管の工事を実施しており、工事完了後、通水する予定となっております。

畑地については、現在、県営畑地帯総合整備事業を7地区で実施中であり、畑地かんがい施設も同時に整備しておりますので、工事が完了次第、用水利用が可能となります。

このほか、現在計画中の地区が3地区あり、採択に向けて推進中であり、これら地区も今後、霞ヶ浦用水の利用が見込まれるため、実施中の地区と同様に県や市町と共に畑地かんがいの推進を図っていきたく考えています。

このような課題に対応するために、当協議会及び土地改良区としては、今後も関係機関と密接に連携し業務運営にあたっていきたくと考えておりますので、会員の皆様には引き続き、ご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

第58回通常総会開催

令和3年3月17日、霞ヶ浦農業用水推進協議会の第58回通常総会は、新型コロナウイルス感染症対策として書面表決により行いました。

提出した「令和3年度事業計画(案)」などの議案7件は、すべて原案どおり可決されました。

水土里連絡会における営農活動

当協議会の水土里連絡会の組織は、「利水部会」と「畑かん技術部会」の2部会制として活動を実施しています。「利水部会」については、昨年引き続き茨城農業改革に関連した「いばらき高品質米生産運動」の一助として、水稲生育情報の提供を実施しました。関係機関の協力を得て、6月上旬・7月上旬・7月下旬に、今後の栽培管理方法等について情報提供を行いました。「畑かん技術部会」については、前年度に引き続き畑かんだよりを発行し、畑かん営農について情報提供を行いました。



スプリンクラー及び散水チューブによるかん水 (作物: ネギ)

● 推進活動の取組

霞ヶ浦用水の利用を推進するため、給水スタンド(暫定施設)を設置してPRをしてきました。今年度は、主に大規模に利用されている農家の方を対象に個別訪問を実施し、どんな品目にもどのように水利用しているのか等について聞かせていただきました。聞き取った情報をもとに、今後の霞ヶ浦用水関連の事業に反映していくことを目的としております。

● 取組の結果

結城市やつくば市においては、キャベツ、ハクサイ、トウモロコシの割合が高く、用水の使用用途としては、ほとんどが薬剤の散布でした。干ばつ時においても定植作業が可能となり、計画的生産ができているという方もいました。

また、筑西市内の畑地帯において、地元役員の方から、畑の形がいびつで道路が狭いので、きちんと整備して次世代に残したい、という意見をいただきました。

● 今後について

こういった意見を取り入れ、関係機関と連携をとりながら詳細な調査や地元の方との意見交換を行い、県営畑地帯総合整備事業等を活用した農地の基盤整備や水路工事等を実施することにより、水源を給水スタンド(暫定施設)から畑の蛇口に切り換える等、安定した霞ヶ浦用水の利用に繋がるように進めていきたいと思います。

主な管理事業について

霞ヶ浦用水地区土地改良施設 突発事故復旧事業(補助)の実施

令和元年8月12日つくば市沼田地区において国営神郡幹線(パイプラインFRPM管口径1100mm)で漏水事故が発生しました。水を必要とする時期での事故のため農家の皆様をはじめ関係機関の皆様には大変なご迷惑をかけてしまいました。復旧につきましては、新たに創設された土地改良施設突発事故復旧事業を活用し、復旧工事を行い、当該年度内に工事を完了させ無事に次年度の通水をむかえることができました。

基盤整備促進事業(霞ヶ浦用水西部地区)の実施状況

令和元年度の基盤整備促進事業では、総事業費2億円をもって、つくば市上郷地区内金村地区及び笠間市平町地区内中央地区で事業を実施しました。つくば市金村地区では、管水路工事を1600m、笠間市中央地区においては管水路工事を約150m実施しました。



事故発生：令和元年8月20日早朝
 場所：つくば市沼田地区
 施設規模：国営神郡幹線 FRPM管 口径1100mm 延長16m
 復旧工事：土地改良施設突発事故復旧事業(補助)
 事業費：15,367千円



つくば市上郷地区内の工事状況
 令和元年度 金村支線用水路工事
 事業費 185,000千円
 延長 1600m
 塩ビ管 口径 150mm~400mm

笠間市平町地区内の工事状況
 令和元年度 中央支線用水路工事
 事業費 15,000千円
 延長 150m
 塩ビ管 口径 250mm

霞ヶ浦用水土地改良区からのお願い

賦課金の期限内納付 にご協力を!

当改良区の運営については、受益者からの維持管理費賦課金でまかなわれておりますので、期限内に納付していただきま

すようご協力をお願いいたします。
 なお、休耕田にも維持管理費賦課金はかかりません。
 ※賦課金領収書は確定申告する際に、納税控除証明書となります。

組合員資格喪失通知書の提出について

地区内の農地において左記のような変更があった場合には、台帳を適正に整備するため通知書を

当土地改良区あてに提出をお願いいたします。
 なお、不明な点は、関係市町担当課、農業委員会または当土地改良区までお問い合わせください。
 ※届出のない場合は、資格の変更はされませんので現資格者に賦課されます。

農地を転用するときの 手続きについて

農地を農地以外のものに転用する場合には、農地法第四・第五条により、関係市町に対し手続きが必要となります。

その際、申請地が当土地改良区の受益地に含まれている場合には転用書類を作成し当土地改良区へ協議していただくことになっております。
 なお、転用に伴い決済金の納付(土地改良法42条2項)も義務付けられております。残存農地が将来的に経費の加重負担とならないためにもよろしくお願

令和3年度の維持管理費賦課金

単価 10アール当たり
水田 3,900円 / 年
畑 3,100円 / 年
 納期 水田 10月31日 まで
 畑 2月28日 まで

組合員の資格等の変更があった場合

- ①住所や氏名を変更した場合
- ②亡くなられた場合
- ③農地を売買、または交換した場合
- ④経営移譲した場合

農地を農地以外に転用する場合

- ・宅地、店舗等へ転用する場合
- ・公共事業(道路・公園等)で転用する場合

↓
「農地転用等の通知書」・「地区除外申請書」
 の提出と決済が必要となります。

※令和3年度決済金
 単価 水田 **93円 / m²**
 畑 **74円 / m²**

水資源機構管理所だより

総取水量20億³m³達成

水資源機構霞ヶ浦用水事業は、管理開始（暫定通水開始昭和63年4月）から33年が経過し、今年度、7月11日に霞ヶ浦揚水機場からの総取水量が20億³m³に達しました。

令和2年度霞ヶ浦揚水機場ポンプ設備整備について

水資源機構は、「安全で良質な水を安定して安くお届けする」ことを経営理念としております。

霞ヶ浦用水の取水地点である霞ヶ浦揚水機場では、国内最大級となる出力8000kWを誇る農業用水ポンプを筆頭に、農業用水用5台、都市用水用3台の計8台のポンプにより、最大毎秒19.4mの送水能力を有し、これらを24時間体制で運転操作することにより、日々安定した用水の供給に努めています。

一方、これらのポンプは、稼働開始より最も古いもので33年が経過し、経年劣化による損傷が見受けられる箇所もあります。

水資源機構では、ポンプ、ゲートなどの機械設備について機械設備管理指針を定め、これに基づいた定期的な部品交換などの整備・更新を実施しています。

令和2年度は主ポンプの部品取替や、電動機の分解整備などを行ったほか、交換部品の入手が困難となった機側操作盤の更新などを実施しています。

工事期間中は整備対象のポンプ設備が使用できないため、送水に影響の無いよう工程管理には細心の注意を払いつつ、安全にも配慮し事故等が発生しないよう工事を進めています。

なお、今回整備を行った主ポンプや電動機において、直ちに送水に影響が出るような損傷は見つかっていません。

今後も定期的な整備を行い、設備の健全性を維持するなど、引き続き安定した用水の供給に努めてまいります。

（問い合わせ先）
 独立行政法人 水資源機構
 霞ヶ浦用水管理所
 ☎029（898）2212（代表）



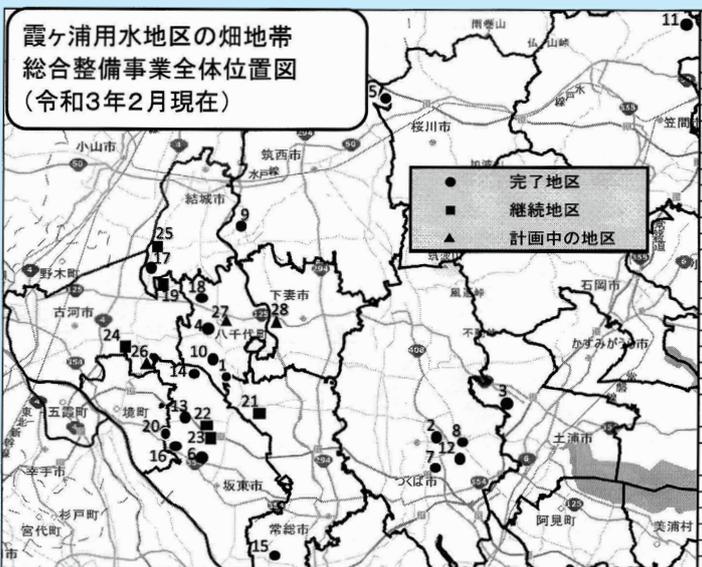
県からのお知らせ

霞ヶ浦用水を活用した畑地かんがい営農について

県では、畑作農業の振興を図るため、区画整理及び用排水施設や農道の整備等の基盤整備を行うとともに、集落内の環境整備など、畑地帯の総合的な整備を行う「畑地帯総合整備事業」を実施しています。

霞ヶ浦用水地域では、上記位置図のとおり畑地帯総合整備事業を行っており、事業が完了した多くの地区では霞ヶ浦用水を活用した計画的な営農が可能となつていきます。

区画が小さく分散している、道路が狭くて通作が不便、用水が足りない、水はけが悪いなど、地域農業の問題を解決するためにも、ぜひ地域ぐるみで畑地整備について考えてみてはいかがでしょうか。



（問い合わせ先）
 茨城県東部農林事務所
 土地改良部門 霞ヶ浦用水推進課
 ☎0296（24）9246

農業集落排水施設・下水道への接続補助のお知らせ（令和3年度まで）

お宅からの排水、臭っていませんか！？

今なら、霞ヶ浦流域にお住まいの方※に対して、現在お使いの浄化槽などから農業集落排水施設または下水道へ切り替える場合、接続工事費の一部（最大35万円）を補助しています。

詳細や申請については、お住まいの市町村の農業集落排水施設担当課または下水道担当課までお問い合わせください。

※土浦市・石岡市・龍ヶ崎市・笠間市・つくば市・鹿嶋市・潮来市・筑西市・稲敷市・かすみがうら市・桜川市・神栖市・行方市・鉾田市・小美玉市・美浦村・阿見町・河内町の一部地域

利根調だより

「令和3年度予算概算決定による事業制度の拡充について」

令和2年度第3次補正予算が1月28日に成立し、令和3年度当初予算案が昨年12月21日に閣議決定されております。農業農村整備事業関係の予算については、まず、令和3年度の当初予算として4,445億円を計上しており、これは前年度当初予算から12億円増額するものです。令和2年度第3次補正予算との合計は6,300億円で、予算成立後、速やかに執行し現場のニーズに応えてまいりたいと考えております。

本誌では、農業競争力強化基盤整備事業（水利施設等保全高度化事業）のうち、水利施設整備事業（公共）の令和3年度予算概算決定による制度拡充について紹介したいと思います。

水利施設整備事業では、農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン化・ICT化等により水利利用の高度化・水管理の省力化を図ります。

令和3年度の制度拡充において、農業用ダムの洪水調節機能の強化に資する施設整備等を支援する洪水調節機能強化型において、施設管理者による適期の改修等（管理事業と一体的な長寿命化対策の実施）を促進する仕組みなどを導入しております。

また、施設を効率的に整備・活用するための調査・実施計画策定等を行う機能保全計画策定事業を令和7年度まで延長、土地改良区に備えることが義務付けられた貸借対照表の作成に必要な施設の資産評価を行う資産評価データ整備事業を令和4年度まで延長しております。

なお、この水利施設整備事業の基幹水利施設保全型と管理事業等との関係は次のとおりです。

管理事業と整備事業との連携の強化

【背景・目的】

○ 施設を長寿命化しライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理を徹底して推進するため、施設管理者による国営造成施設の適期の改修等（管理事業と一体的な実施）を促進する。

管理事業（基幹水利施設管理事業）

- ・実施主体：県又は市町村
- ・国費率：30%等
- ・事業内容：
 - 施設の操作・運転
 - ・取水・配水、排水等の調整
 - ・操作・運転
 - 施設の点検・整備
 - ・定期点検、軽微な部品交換
 - ・油脂補充、清掃・除草



施設の点検・整備

施設整備事業（水利施設整備事業（拡充））

- ・実施主体：都道府県又は市町村
- ・国費率：50%等
- ・事業内容：施設管理者が行う老朽施設の改修等
 - 老朽施設の改修等（国費率50%等）
 - ・老朽施設の改修工事、ゲート・バルブ・ポンプの分解・部品交換・再組立、受配電盤設備の更新等



老朽化したポンプや受配電版の更新

更新事業（国営かんがい排水事業）

- ・実施主体：国
- ・国費率：2/3等
- ・事業内容：
 - 施設の補強を目的とする改良工事
 - ・ダム・頭首工等の耐震化
 - ・機場建屋の基礎の補強等
 - 施設の更新
 - ・老朽施設の部分更新又は全面更新



◆20～40年周期での実施
◆更新事業までの間に実用化された先進技術の適期採用が困難

水利施設整備事業の拡充

基幹水利施設管理事業と一体的に実施することができるよう、

- ① 事業実施主体に市町村を加える。
- ② 基幹水利施設管理事業で策定した基幹水利施設管理強化計画を、水利施設整備事業の採択手続の一部として代替可能とする。

（問い合わせ先）
関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所
企画課 ☎04(7131)6951

優良農家をたずねて

「安定生産を目指した複合経営の実践」

笠間市北川根地区 大貫 忍さん

笠間市北川根地区は、水田経営を中心にして野菜・栗などの栽培が行われている地域です。今回は、この地域の担い手である大貫忍さんを紹介いたします。

大貫さんの経営は、ハウスでのキュウリ栽培、水稲、ハウスのキュウリ、小松菜、栗などの複合経営で、出荷先はJAや直売所です。複合経営を限られた人数で行うため、作業が競合しないように計画的で効率的な経営を意識して取り組んでいます。



大貫 忍さん（笠間市）



栽培中のホウレンソウ

キュウリ栽培では、地域の生産者と活発に情報交換を行い、栽培技術の向上・品質の向上に努めています。味や品質には特にこだわっています。味や品質には皆さんのキュウリを求めており、大貫さんによって直売所にも多く売れるそうです。また、キュウリ、ホウレンソウでエコファーマーを取得し、

減農薬・減化学肥料栽培に取り組み、安全・安心な農産物生産を心掛けています。

北川根地区は平成26年から段階的に霞ヶ浦用水が通水しました。大貫さんは地元での推進協議会のメンバーとして通水にご尽力されました。大貫さんは、「霞ヶ浦用水によって安定的に用水を利用できるようになった。また、毎年のように大きく異なる気象条件や異常気象に対応するためにも、用水を確保することは安定した経営を実現するために重要である」と話していただきました。今後も地域の重要な担い手としてますますの活躍が期待されます。

（問い合わせ先）
茨城県県央農林事務所
笠間地域農業改良普及センター
☎0296(72)0701

職員退職

（令和3年3月31日定年退職）

高松 信晴（徴収課長）

緊急連絡先

霞ヶ浦用水施設において、漏水等による緊急事態が発生した場合は、下記まで連絡をお願いします。

◆霞ヶ浦用水土地改良区 ☎0296-43-0885

但し、夜間および9月1日～4月20日の土日、祝祭日は霞ヶ浦揚水機場をお願いします。

◆霞ヶ浦揚水機場 ☎029-898-2212